

保険だより**- 必 読 -**

健康保険法等の一部を改正する 法律等の施行について 平成18年10月1日施行分抜粋

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）（以下「法」という。）が平成18年6月21日に公布され、下記のとおり同日以降順次施行される旨、通知がありましたので、お知らせします。

記

9 月度請求書（8月診療分）
提出期限
基金 10日（日）
午後5時まで
* 国保分点検 = 8日
国保 10日（日）
午後5時まで
* 国保分点検 = 8日
基金・国保とも9日（土）、
10日（日）は受け取りのみ実施
労災 12日（火）
午後5時まで
提出期限にかかわらず、
お早目にご提出ください。

第一 改正の趣旨

医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等の措置を講ずること。

第二 改正の主な内容

第1 健康保険法の一部改正（平成18年10月1日施行）

一 保険給付に関する事項

1 入院時生活療養費に関する事項

介護保険との均衡の観点から、療養病床に入院する70歳以上の者（以下「特定長期入院被保険者」という。）の生活療養（食事療養ならびに温度、照明、および給水に関する適切な療養環境の形成である療養をいう。）に要した費用について、保険給付として入院時生活療養費を支給すること。

入院時生活療養費の額は、生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して算定した額から、平均的な家計における食費および光熱費の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める生活療養標準負担額（所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に軽減して定める額）を控除した額とすること。（健康保険法第85条の2第1項および第2項ならびに第130条の2第1項関係）

2 保険外併用療養費に関する事項

特定療養費を廃止し、保険給付として保険外併用療養費を支給すること。保険外併用療養費は、評価療養（厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいう。）または選定療養（被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養をいう。）を受けたときに支給すること。（健康保険法第86条等関係）

3 一部負担金に関する事項

- (1) 世代間の負担の公平化等の観点から、一定以上の報酬(現役並みの所得)を有する70歳以上の者について、療養の給付に係る一部負担金の割合を3割とすること。70歳以上の被扶養者の自己負担割合についても同様の取り扱いとすること。(健康保険法第74条第1項第3号、第110条第2項第1号二および第145条第2項第1号関係)
- (2) 国民健康保険等との均衡の観点から、災害等の際の一部負担金の減免等ができることとすること。(健康保険法第75条の2および第110条の2関係)

4 埋葬料および家族埋葬料に関する事項

現金給付について給付の重点化を図る観点から、埋葬料および家族埋葬料の額について、国民健康保険との均衡等を考慮し、政令で定める定額の金額(5万円を予定)とすること。(健康保険法第100条および第136条関係)

二 保険医療機関等の指定等に関する事項

- 1 保険医療機関または保険薬局の指定の取り消し等の要件に、開設者または管理者が、健康保険法その他国民の保健医療に関する法律の規定により罰金の刑に処せられたときまたは禁錮以上の刑に処せられたとき等を追加すること。(健康保険法第80条等関係)
- 2 保険医または保険薬剤師の登録の取り消し等の要件に、保険医または保険薬剤師が、健康保険法その他国民の保健医療に関する法律の規定により罰金の刑に処せられたときまたは禁錮以上の刑に処せられたとき等を追加すること。(健康保険法第81条関係)

三 健康保険組合に関する事項

- 1 特定健康保険組合制度における特例退職被保険者については、強制加入が原則の被用者保険において特例的に本人の選択による任意加入が認められていることを踏まえ、保険料の滞納があった場合、任意継続被保険者同様、特例退職被保険者の資格を喪失させること。(健康保険法附則第3条第6項関係)
- 2 同一都道府県の区域内にある指定健康保険組合等を含む合併後の健康保険組合は、地域型健康保険組合として、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く5ヶ年度に限り、厚生労働大臣の認可を受け、不均一の一般保険料率を設定することができるものとする。こと。(健康保険法附則第3条の2関係)

四 埋葬料に関する経過措置

埋葬料に係る改正後の規定は、死亡日が平成18年10月1日以後の者について適用し、死亡日が平成18年10月1日前である者については、従前の例によること。(法附則第6条関係)

第2

ゝ (略)

第3

第4 健康保険法の一部改正(平成18年10月1日施行のみ抜粋)

—

ゝ (略)

三

四 協会の設立

- 1 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させること。(法附則第13条第1項関係)
- 2 設立委員は、定款、事業計画および予算を作成し、厚生労働大臣の認可を受けるほか、協会の職員の労働条件および採用基準を定めること。設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、協会の職員の募集を行うこと。(法附則第15条等関係)
- 3 (略)

第5 老人保健法の一部改正(平成18年10月1日施行)

- 一 保険給付に関して、健康保険法と同様の改正を行うこと。(老人保健法第17条第2項等関係)
- 二 老人が医療を受ける際の一部負担金について、一定以上の所得を有する者の負担割合を3割とすること。(老人保健法第28条第1項関係)

第6

ゝ (略)

第7

第8 国民健康保険法の一部改正(平成18年10月1日施行)

- 一 保険給付に関して、健康保険法と同様の改正を行うこと。(国民健康保険法第36条第2項等関係)
- 二 一定以上の所得を有する70歳以上の者について、療養の給付に係る一部負担金の割合を3割とすること。(国民健康保険法第42条第1項関係)
- 三 保険財政共同安定化事業に関する事項

国民健康保険団体連合会は、国民健康保険の財政の安定化を図るため、市町村から拠出金を徴収し、市町村に対して政令で定める額以上の医療に要する費用を市町村が共同で負担することに伴う交付金を交付する事業を平成18年度から21年度までの間行うこと。(国民健康保険法附則第16項第1号等関係)

第9

ゝ (略)

第11

第12 船員保険法の一部改正

- 一 保険給付に関する事項について、健康保険法と同様の改正を行うこと。(平成18年10月1日施行)
- 二 葬祭料等に関する経過措置(平成18年10月1日施行)
葬祭料および家族葬祭料に係る改正後の規定は、死亡日が平成18年10月1日以後の者について適用し、死亡日が平成18年10月1日前である者については、従前の例によること。(法附則第47条関係)

三

ゝ (略)

六

第13 社会保険医療協議会法の一部改正(平成18年10月1日施行のみ抜粋)

- 一 中央社会保険医療協議会(以下「中央協議会」という。)の所掌事務に、入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準を追加する等の規定の整備を行うこと。(社会保険医療協議会法第2条関係)

二

ゝ (略)

七

第14

ゝ (略)

第15

第16 経過措置等

一 高齢者医療制度については、制度の実施状況、保険給付に要する費用の状況、社会経済の情勢の推移等を勘案し、施行後5年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるべきものとする。 (法附則第2条第2項関係)

二 政府は、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から、介護老人保健施設および介護老人福祉施設の基本的な在り方ならびにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備および運営に関する基準ならびに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。 (法附則第2条第3項関係)

三 経過措置

所要の経過措置を設けること。

四 関係法律の整理等

- 1 国家公務員共済組合その他の共済組合各法につき、健康保険法の改正に準じて、所要の改正を行うこと。
- 2 その他関係法律について、所要の改正を行うこと。

老人保健法施行令等の一部改正について

平成18年7月21日付政令第241号をもって老人保健法施行令等の一部が改正され、公布の日から施行されましたのでお知らせします。

今回の改正は、税制改正による公的年金等控除の縮減および老年者控除の廃止に伴い、70歳以上の者のうち、現役並みの所得がある者（一定以上所得者）を判定する基準収入額が引き下げられたもの等、下記のとおりです。

70歳以上の者で所得および収入が政令で定める額以上である場合は、一部負担金の割合が2割（平成18年10月から3割）となっていますが、今回、当該政令で定める基準収入額が引き下げられたものです。

したがって、基準収入額の引き下げに伴い、従来1割負担であった患者が平成18年8月から2割負担（平成18年10月から3割負担）となる場合が生じることになります。

なお、今回の老人保健法施行令の改正により新たに一定以上所得者に移行する者（特定所得老人医療対象者）については、平成20年7月までの2年間に限り、自己負担限度額を一般の高齢者並み（入院：40,200円、入院以外：12,000円）に据え置く経過措置が設けられています。

患者から徴収すべき一部負担金の割合および自己負担限度額の区分（一般）については、医療受給者証に記載されます。医療機関においては、医療受給者証の記載に従い一部負担金を徴収することになりますが、当該患者が経過措置対象者（特定所得老人医療対象者）である場合は、医療受給者証の「一部負担金の割合」欄に「自己負担限度額「一般」適用」等と併記されていますので（別添1参照）、入院患者および在宅時医学総合管理料または在宅末期医療総合診療料算定患者の自己負担限度額にご注意ください。

また、今回の改正により、低所得区分の対象が拡大されるとともに、老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う高額医療費算定の特例として、特定非課税老人医療対象者について低所得区分とみなす経過措置（平成18年8月から2年間）、特定年金受給老人医療対象者について低所得区分とみなす経過措置（平成18年8月から2年間）が設定されました。

なお、老人保健のほか、国民健康保険、健康保険、船員保険等についても、必要に応じ同様の改正が行われ、老人保健法施行令および国民健康保険法施行令の改正は平成18年8月適用、その他健康保険法施行令、船員保険法施行令等の改正については一定以上所得者に係る事項は平成18年9月、その他の事項は平成18年8月適用となっています。

本件については、日本医師会のホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「平成18年度健康保険法・老人保健法等の改正に関する情報」に掲載されていますので、あわせてご参照ください。

記

1. 税制改正による公的年金等控除の縮減および老年者控除の廃止に伴い、70歳以上の者のうち、現役並みの所得がある者（一定以上所得者）を判定する基準収入額が引き下げられた。

| | | |
|------------|-------|--------------|
| 高齢者 夫婦2人世帯 | 621万円 | 520万円(年収ベース) |
| 単身世帯 | 484万円 | 383万円(年収ベース) |

2. 「1.」に伴い、従来1割負担だった患者が平成18年8月から2割負担(平成18年10月から3割負担)になる場合が生じる。
3. 「2.」の患者については、平成20年7月までの2年間に限り、自己負担限度額を一般の高齢者並み(入院：40,200円、入院以外：12,000円)に据え置く経過措置が設けられている。

| | |
|----------------------------|--|
| [対象者：特定所得老人医療対象者(老人保健の場合)] | |
| i 課税所得額 | 145万円以上213万円未満 |
| ii 収入額 | (高齢者複数世帯) 520万円以上621万円未満 (高齢者単身世帯) 383万円以上484万円未満 |

4. 医療受給者証(老人保健の場合)の「一部負担金の割合」欄に以下(例)のように記載される。(別添1参照)

経過措置対象(特定所得老人医療対象者)とならない場合(例)

| | |
|----------|--|
| 一部負担金の割合 | 3割(平成18年9月30日までは2割) (平成18年7月31日までは1割) |
|----------|--|

経過措置対象(特定所得老人医療対象者)となる場合(例)

| | |
|----------|---|
| 一部負担金の割合 | 3割(平成18年9月30日までは2割) (平成18年7月31日までは1割) 自己負担限度額「一般」適用 |
|----------|---|

5. 医療機関は医療受給者証(老人保健の場合)に従い一部負担金を徴収するが、入院患者および在宅時医学総合管理料または在宅末期医療総合診療料算定患者の自己負担限度額には注意が必要である。
6. 以下についても同様の取扱いとなる。(健康保険と船員保険に関しては別途文書が发出される予定。)

健康保険法施行令 : 特定収入被保険者
船員保険法施行令 : 特定収入被保険者
国民健康保険法施行令 : 特定所得被保険者
国家公務員共済組合施行令 : 特定収入組合員
地方公務員共済組合施行令 : 特定収入組合員

7. その他の改正

(1) 低所得 区分の対象拡大

雑所得の算定に係る公的年金等控除額の引き上げ(65万円 80万円)

(2) 以下の経過措置(平成18年8月から2年間)の設定

特定非課税老人医療対象者について低所得 区分とみなす。

特定年金受給老人医療対象者について低所得 区分とみなす。

8. 施行および適用、他法との関係

(1) 公布日施行(平成18年7月21日施行)

- (2) 老人保健のほか、国民健康保険、健康保険、船員保険等についても、必要に応じ同様の改正を実施。
- (3) 老人保健法施行令および国民健康保険法施行令
平成18年8月適用
- (4) その他健康保険法施行令、船員保険法施行令等
一定以上所得者に係る事項：平成18年9月適用
その他の事項(上記「7.」)：平成18年8月適用

(参考)

「健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」(平成18年10月施行)の概要

1. 健康保険法施行令の一部改正

(1) 高額療養費関係

70歳未満の者

(i) 一般所得者

算定基準額(自己負担限度額)引き上げ

- ・定額部分：72,300円 80,100円
- ・多数該当：40,200円 44,400円

(ii) 上位所得者

上位所得者の範囲の見直し

- ・標準報酬月額：56万円 53万円

算定基準額引き上げ

- ・定額部分：139,800円 150,000円
- ・多数該当：77,700円 83,400円

70歳以上の者

(i) 一般所得者

算定基準額引き上げ

- ・入院：40,200円 44,400円

(ii) 現役並み所得者

算定基準額引き上げ

- ・入院：定額部分 72,300円 80,100円
多数該当 40,200円 44,400円
- ・外来： 40,200円 44,400円

人工透析患者

(i) 70歳未満の上位所得者

算定基準額引き上げ 10,000円 20,000円

等の改正を行う。

(2) 現金給付関係

埋葬料および家族埋葬料の金額を5万円と定める。

出産育児一時金および家族出産育児一時金の金額を35万円と定める。

(3) 保険医療機関等の指定の欠格事由等

保険医療に携わることが適当ではない保険医療機関や保険医等を制度の対象から除外することができるよう、その欠格事由や取り消し要件として、「健康保険法その他国民の保健医療に関する法律の規定により罰金の刑に処せられたとき」等を法定したところであり、その対象法律として医療法、医師法、薬事法等を定めるもの。

(4) 健康保険組合関係

地域型健康保険組合関係

地域型健康保険組合が、不均一の一般保険料率の決定の認可を受けようとするときは、合併前の健康保険組合を単位に複数の一般保険料率を設定し、複数の一般保険料率を適用する期間とともに規約に定めなければならないこととする。

指定健康保険組合関係

経常収支が赤字、かつ 積立金の少ない状態が継続する等の財政窮迫、または小規模という現行の指定健康保険組合の指定要件について、小規模であっても財政が安定している組合があることおよび財政窮迫になるおそれがある組合に対する重点的な指導を行う観点から、経常収支が赤字、かつ 積立金の少ない状態に至った等の財政窮迫という要件に改めることとする。

2. 国民健康保険法施行令の一部改正

1. (1) 高額療養費関係と同様の改正を行う。

上位所得者の基準は、年間所得670万円 600万円

3. その他関係政令の一部改正

老人保健法施行令、船員保険法施行令、国家公務員共済組合法施行令等につき、健康保険法施行令の改正に準じて、高額療養費に関する事項等について改正を行うとともに、その他関係政令につき、所要の改正を行う。

4. 施行日

平成18年10月1日

(別添1)

○現役並み所得者であって、
経過措置対象とならない者の
表記例

| 医療受給者証 | |
|-----------------------|--|
| 市町村番号 | |
| 受給者番号 | |
| 受給者 | 居住地 |
| | 氏名 |
| | 生年月日 |
| 一部負担金の割合 | 3割(平成18年9月30日までは2割) (平成18年7月31日までは1割) |
| 法第25条第1項 第2号の認定年月日 | 年 月 日 |
| 発効期日 | 平成 年 月 日から有効 |
| 発行機関名 及び印 | |
| 交付年月日 | 年 月 日 |

○経過措置対象者の表記例

| 医療受給者証 | |
|-----------------------|---|
| 市町村番号 | |
| 受給者番号 | |
| 受給者 | 居住地 |
| | 氏名 |
| | 生年月日 |
| 一部負担金の割合 | 3割(平成18年9月30日までは2割) (平成18年7月31日までは1割) ※ 自己負担限度額「一般」適用 |
| 法第25条第1項 第2号の認定年月日 | 年 月 日 |
| 発効期日 | 平成 年 月 日から有効 |
| 発行機関名 及び印 | |
| 交付年月日 | 年 月 日 |

※ 同等の内容を記載する場合においては、医療受給者証を数回に分けて交付する等の
取扱いを可能とする。

国保連合会「当座口振込通知書」 の様式変更について

京都府国保連合会から、平成18年7月審査分（6月診療分）より電算システムの変更に
に伴い、「当座口振込通知書」の様式および表示方法が下記のとおり変更となる旨、連絡が
ありましたので、お知らせします。

記

- (1) 「老人被爆者医療公費負担内訳書及び振込通知書」を廃止
- (2) 老人被爆者医療公費負担額は「当座口振込通知書」の総支払額に含み、老人被爆者
医療公費負担額（過誤調整額含む）を再掲表示
- (3) 医保福祉医療費には過誤調整額を含む

平成 年 月 分 当座口振込通知書 様式第30-1号
医 科

| | | | | | | | | | | | |
|---------|------|-----|-----|---------|-----|--------|-------|---------|--|--|--|
| 医療機関コード | | | | | | | | | | | |
| 受領者名 | | 区 分 | 件 数 | 点 数 | 金 額 | 公費対象点数 | 一部負担金 | 薬剤一部負担金 | | | |
| 振込銀行名 | 口座番号 | 科目 | 国 | 前期高齢者分 | 入 | / | | | | | |
| | | | 保 | 9期 | 入 | | | | | | |
| | | | 単 | 一 般 | 入 | | | | | | |
| | | | 独 | 8期 | 入 | | | | | | |
| | | | 分 | 国保分 | 入 | | | | | | |
| | | | | 7期 | 入 | | | | | | |
| | | | | 老人保健分 | 入 | | | | | | |
| | | | | 公・福 | 入 | | | | | | |
| | | | | 社分 | 入 | | | | | | |
| 付 | | | 他 | 前期高齢者分 | 入 | | | | | | |
| | | | 府 | 一 般 分 | 入 | | | | | | |
| | | | 県 | 前期高齢者分 | 入 | | | | | | |
| | | | 分 | 一 般 分 | 入 | | | | | | |
| | | | | 退(公費負担) | 入 | | | | | | |
| | | | | 老 | 入 | | | | | | |
| | | | | 者 | 入 | | | | | | |
| | | | | 分 | 入 | | | | | | |
| 給 | | | 総 | 計 | 入 | | | | | | |
| | | | 計 | 外 | | | | | | | |

注) 1. この通知書は所得税申告の際必要です
から大切に保存して下さい。
2. 過誤調整額内訳は別添のとおりです。

| | | | | |
|----|------------|---|--|--|
| 請求 | 老人被爆者公費負担額 | 円 | | |
| 過誤 | | 円 | | |
| 確定 | | 円 | | |

| | | | | |
|--|----------|---|----|--|
| | 一部負担金減免分 | 円 | | |
| | 過誤調整額 | | | |
| | 支払確定額 | | 00 | |
| | 各種健診分 | | 00 | |
| | 医保福祉医療費分 | | | |
| | 総支払額 | | 00 | |

上記のとおり貴口座へ振込みましたからご通知いたします。平成 年 月 日
京都府国民健康保険団体連合会理事長

薬価基準等の一部改正

平成18年7月7日から

平成18年7月7日付厚生労働省告示第430号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、平成18年3月15日までに薬事法に基づき承認された、いわゆる後発医薬品（薬価基準既収載医薬品と同一成分で用法・用量、効能・効果が同じ医薬品）等で薬価基準に収載申請のあった402品目が、薬価基準の別表に第9部追補（5）として収載されたものです。

同時に、同日付保医発第0707001号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の薬価基準収載に伴う留意事項が下記のとおり示されました。

また、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替される等の理由により薬価基準からの削除依頼があった18品目が、同日付厚生労働省告示第431号で掲示事項等告示の別表第2に第6部追補（3）として収載され、経過措置品目（使用期限：平成19年3月31日限り）となりました。

記

新たに収載されたもの（平成18年7月7日から適用）

＜ 内 用 薬 ＞

| 品 名 | 規格・単位 | 薬価(円) | 診療報酬上の後発品 |
|-----------------------------|--------------|----------|-----------|
| アクタリット錠100mg「TOA」 | 100mg 1錠 | 65.80 | |
| アクタリット錠100mg「サワイ」 | 100mg 1錠 | 65.80 | |
| アクタリット錠100mg「タイヨー」 | 100mg 1錠 | 65.80 | |
| アクタリット錠100mg「メルク」 | 100mg 1錠 | 65.80 | |
| アクタリット錠100「TCK」 | 100mg 1錠 | 65.80 | |
| アビシヨット錠75mg | 75mg 1錠 | 183.60 | |
| アプラチン内服液0.2% | 0.2% 1 mL | 27.00 | |
| アマドラカプセル10mg | 10mg 1 カプセル | 107.80 | |
| アミオダロン塩酸塩錠100mg「サワイ」 | 100mg 1錠 | 337.50 | |
| アムロジン OD 錠2.5mg | 2.5mg 1錠 | 42.70 | |
| アムロジン OD 錠 5 mg | 5 mg 1錠 | 80.50 | |
| アンプロキソール塩酸塩 L カプセル45mg「サワイ」 | 45mg 1 カプセル | 47.70 | |
| イソバイド DS 7 g | 7 g 1包 | 66.90 | |
| L - アスバラギン酸 Ca 錠200mg「サワイ」 | 1錠 | 6.40 | |
| エルスプリー CA 錠200mg | 1錠 | 6.40 | |
| 塩酸セトラキサートカプセル200mg「FC」 | 200mg 1 カプセル | 9.90 | |
| 塩酸セトラキサート細粒40%「FC」 | 40% 1 g | 14.90 | |
| 塩酸バンコマイシン散0.5「MEEK」 | 500mg 1瓶 | 2,729.20 | |
| 塩酸バンコマイシン散0.5g「メルク」 | 500mg 1瓶 | 2,729.20 | |

| | | |
|------------------------------|-----------|-------|
| 塩酸プロピペリン錠10mg 「SW」 | 10mg 1錠 | 35.70 |
| 塩酸プロピペリン錠20mg 「SW」 | 20mg 1錠 | 69.10 |
| 局 塩酸ベニジピン細粒0.4% 「MEEK」 | 0.4% 1 g | 78.00 |
| 局 塩酸ベニジピン錠 2 NT | 2 mg 1錠 | 28.70 |
| 局 塩酸ベニジピン錠 2 「MEEK」 | 2 mg 1錠 | 28.70 |
| 局 塩酸ベニジピン錠 2 mg 「メルク」 | 2 mg 1錠 | 28.70 |
| 局 塩酸ベニジピン錠 4 NT | 4 mg 1錠 | 51.00 |
| 局 塩酸ベニジピン錠 4 「MEEK」 | 4 mg 1錠 | 51.00 |
| 局 塩酸ベニジピン錠 4 mg 「CH」 | 4 mg 1錠 | 51.00 |
| 局 塩酸ベニジピン錠 4 mg 「ツルハラ」 | 4 mg 1錠 | 51.00 |
| 局 塩酸ベニジピン錠 4 mg 「PH」 | 4 mg 1錠 | 51.00 |
| 局 塩酸ベニジピン錠 4 mg 「メルク」 | 4 mg 1錠 | 51.00 |
| 塩酸マニジピン錠 5 「タツミ」 | 5 mg 1錠 | 11.10 |
| 塩酸マニジピン錠10 「タツミ」 | 10mg 1錠 | 18.70 |
| 塩酸マニジピン錠20 「タツミ」 | 20mg 1錠 | 37.10 |
| オーハラキシン錠100mg | 100mg 1錠 | 68.70 |
| オフロキサシン錠100mg 「サワイ」 | 100mg 1錠 | 68.70 |
| オフロキサシン錠100mg 「ツルハラ」 | 100mg 1錠 | 68.70 |
| オメブラゾール錠10 「SW」 | 10mg 1錠 | 76.80 |
| カプトプリル錠12.5mg 「サンド」 | 12.5mg 1錠 | 6.40 |
| クラリスロマイシン錠200mg 「PH」 | 200mg 1錠 | 81.10 |
| クラリスロマイシン錠50mg 小児用 「NPI」 | 50mg 1錠 | 53.70 |
| クラリスロマイシン錠50mg 小児用 「PH」 | 50mg 1錠 | 53.70 |
| クラリスロマイシン錠50小児用 「TCK」 | 50mg 1錠 | 53.70 |
| クラリスロマイシン錠50mg 小児用 「サワイ」 | 50mg 1錠 | 53.70 |
| クラリスロマイシン錠200mg 「メルク」 | 200mg 1錠 | 81.10 |
| クラリスロマイシン錠小児用50mg 「タカタ」 | 50mg 1錠 | 53.70 |
| クラリスロマイシン錠50mg 小児用 「CH」 | 50mg 1錠 | 53.70 |
| クラリスロマイシン錠50mg 小児用 「EMEC」 | 50mg 1錠 | 53.70 |
| クラリスロマイシン錠50mg 小児用 「タイヨー」 | 50mg 1錠 | 53.70 |
| クラリスロマイシン錠200mg 「サワイ」 | 200mg 1錠 | 81.10 |
| クラリスロマイシン錠200mg 「サンド」 | 200mg 1錠 | 81.10 |
| クラリスロマイシン錠200 「TCK」 | 200mg 1錠 | 81.10 |
| クラリスロマイシン錠200 「MEEK」 | 200mg 1錠 | 81.10 |
| クラリスロマイシン錠200mg 「CH」 | 200mg 1錠 | 81.10 |
| クラリスロマイシン錠50mg 小児用 「メルク」 | 50mg 1錠 | 53.70 |
| クラリスロマイシン錠50mg 小児用 「日医工」 | 50mg 1錠 | 53.70 |

| | | |
|-----------------------------|-------------|--------|
| クラリスロマイシン錠200mg「タイヨー」 | 200mg 1錠 | 81.10 |
| クラリスロマイシン錠200mg「タカタ」 | 200mg 1錠 | 81.10 |
| クラリスロマイシン錠200mg「日医工」 | 200mg 1錠 | 81.10 |
| クラリスロマイシン錠200mg「EMEC」 | 200mg 1錠 | 81.10 |
| クラリスロマイシン錠200mg「NPI」 | 200mg 1錠 | 81.10 |
| クラリスロマイシン DS10%小児用「サワイ」 | 100mg 1g | 90.30 |
| クラリスロマイシンドライシロップ10%小児用「メルク」 | 100mg 1g | 90.30 |
| クラリスロマイシン DS 小児用10%「タカタ」 | 100mg 1g | 90.30 |
| クラリスロマイシン DS10%「MEEK」 | 100mg 1g | 90.30 |
| クラリスロマイシン DS10%小児用「EMEC」 | 100mg 1g | 90.30 |
| クラリスロマイシン DS10%小児用「日研」 | 100mg 1g | 90.30 |
| クラリスロマイシン DS10%小児用「日医工」 | 100mg 1g | 90.30 |
| クラロイシン錠50小児用 | 50mg 1錠 | 53.70 |
| クラロイシン錠200 | 200mg 1錠 | 81.10 |
| クリマーゲン ES 錠10mg | 10mg 1錠 | 16.90 |
| グリクラジド錠20mg「NP」 | 20mg 1錠 | 6.40 |
| グリクラジド錠40mg「NP」 | 40mg 1錠 | 6.40 |
| ケルガー錠125mg | 125mg 1錠 | 194.20 |
| 肩コニブロス錠4mg | 4mg 1錠 | 51.00 |
| コリネール CR 錠10 | 10mg 1錠 | 13.40 |
| 酸化マグネシウム錠250mg「TX」 | 250mg 1錠 | 6.40 |
| 酸化マグネシウム錠330mg「TX」 | 330mg 1錠 | 6.40 |
| シクポラールカプセル10 | 10mg 1カプセル | 96.90 |
| シクロスポリンカプセル25mg「FC」 | 25mg 1カプセル | 202.30 |
| シクロスポリンカプセル50mg「FC」 | 50mg 1カプセル | 353.10 |
| シノベジール錠50mg | 50mg 1錠 | 32.50 |
| シノベジール錠100mg | 100mg 1錠 | 53.30 |
| シメチジン錠200mg「サンド」 | 200mg 1錠 | 6.40 |
| ジルテックドライシロップ1.25% | 1.25% 1g | 370.10 |
| シンラック錠2.5 | 2.5mg 1錠 | 6.40 |
| スタンゾームカプセル15 | 15mg 1カプセル | 59.90 |
| スタンゾームカプセル30 | 30mg 1カプセル | 107.10 |
| スプラスタトシル酸塩カプセル100mg「タイヨー」 | 100mg 1カプセル | 55.00 |
| セディール錠20mg | 20mg 1錠 | 71.90 |
| セフニールカプセル100mg | 100mg 1カプセル | 55.70 |
| セフポドキシムプロキセチル錠100「TCK」 | 100mg 1錠 | 70.10 |

| | | |
|------------------------------|-------------|--------|
| セフボドキシムプロキセチル錠100mg「CH」 | 100mg 1錠 | 70.10 |
| セフボドキシムプロキセチル錠100mg「タイヨー」 | 100mg 1錠 | 70.10 |
| セフボドキシムプロキセチル DS 5%「CH」 | 50mg 1g | 69.40 |
| セフボドキシムプロキセチルドライシロップ5%「タイヨー」 | 50mg 1g | 69.40 |
| セボキシム錠100mg | 100mg 1錠 | 70.10 |
| セボキシムドライシロップ小児用5% | 50mg 1g | 69.40 |
| セレギリン塩酸塩錠2.5mg「アメル」 | 2.5mg 1錠 | 256.80 |
| セレニカR錠400mg | 400mg 1錠 | 50.10 |
| タツゾシン錠0.5mg「タツミ」 | 0.5mg 1錠 | 10.80 |
| タツゾシン錠4mg「タツミ」 | 4mg 1錠 | 60.20 |
| タツミキシム錠 | 100mg 1錠 | 68.70 |
| タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg「MED」 | 0.1mg 1カプセル | 51.90 |
| タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg「MED」 | 0.2mg 1カプセル | 102.30 |
| タムスロンカプセル0.2mg | 0.2mg 1カプセル | 124.50 |
| タリザート錠100mg | 100mg 1錠 | 68.70 |
| タリフロン錠100mg | 100mg 1錠 | 68.70 |
| チムケント錠10 | 10mg 1錠 | 73.70 |
| ツロブニスト DS0.1% | 0.1% 1g | 11.50 |
| テビーナ錠125mg | 125mg 1錠 | 194.20 |
| テビナシール錠125mg | 125mg 1錠 | 194.20 |
| テルビー錠125mg | 125mg 1錠 | 194.20 |
| テルピナフィン錠125mg「NP」 | 125mg 1錠 | 194.20 |
| テルピナフィン錠125「TCK」 | 125mg 1錠 | 194.20 |
| テルピナフィン錠125mg「メルク」 | 125mg 1錠 | 194.20 |
| テルピナフィン錠125mg「サンド」 | 125mg 1錠 | 194.20 |
| テルピナール錠125mg | 125mg 1錠 | 194.20 |
| テルピナフィン錠125mg「CH」 | 125mg 1錠 | 194.20 |
| テルピナフィン錠125mg「タイヨー」 | 125mg 1錠 | 194.20 |
| テルピナフィン錠125「MEEK」 | 125mg 1錠 | 194.20 |
| テルピナフィン錠125mg「YD」 | 125mg 1錠 | 194.20 |
| テルピナフィン錠125mg「F」 | 125mg 1錠 | 194.20 |
| テルフィナピン錠125mg | 125mg 1錠 | 194.20 |
| テルミシール錠125mg | 125mg 1錠 | 194.20 |
| トシラートカプセル100mg | 100mg 1カプセル | 55.00 |
| トシル酸スプラタストカプセル100mg「CH」 | 100mg 1カプセル | 55.00 |
| トラコナ錠100mg | 100mg 1錠 | 434.10 |
| トレキサメットカプセル2mg | 2mg 1カプセル | 223.10 |
| トレミフェン錠40mg「サワイ」 | 40mg 1錠 | 365.00 |

| | | |
|-------------------------------|--------------|--------|
| ドロキシドパカプセル100mg 「アメル」 | 100mg 1 カプセル | 65.90 |
| ドロキシドパカプセル100mg 「日医工」 | 100mg 1 カプセル | 65.90 |
| ドロキシドパカプセル200mg 「アメル」 | 200mg 1 カプセル | 121.40 |
| ドロキシドパカプセル200mg 「日医工」 | 200mg 1 カプセル | 121.40 |
| ニソルジピン錠10mg 「ニッシン」 | 10mg 1 錠 | 35.60 |
| ニソルジピン錠 5 mg 「FC」 | 5 mg 1 錠 | 18.70 |
| ニソルジピン錠 5 mg 「ニッシン」 | 5 mg 1 錠 | 18.70 |
| ニフェジピン CR 錠10mg 「サワイ」 | 10mg 1 錠 | 14.40 |
| ニフェジピン CR 錠20mg 「サワイ」 | 20mg 1 錠 | 25.10 |
| ニフェジピン CR 錠40mg 「サワイ」 | 40mg 1 錠 | 47.10 |
| ネオバルギン EHD | 99.0%10 g | 15.60 |
| ネオマレルミン錠 2 mg | 2 mg 1 錠 | 6.40 |
| ネドリール錠125mg | 125mg 1 錠 | 194.20 |
| ハラナシカプセル0.2mg | 0.2mg 1 カプセル | 102.30 |
| バップフォー細粒 2 % | 2 % 1 g | 211.80 |
| バナセファン錠100mg | 100mg 1 錠 | 70.10 |
| バナセファン DS 5 % | 50mg 1 g | 69.40 |
| ハラナシカプセル0.1mg | 0.1mg 1 カプセル | 51.90 |
| バリコンク MX | 99.4%10 g | 15.90 |
| バリブライト CL | 99.1%10 g | 15.90 |
| バルデケン R 錠200mg | 200mg 1 錠 | 16.40 |
| バルプロ酸ナトリウム SR 錠200mg 「アメル」 | 200mg 1 錠 | 16.40 |
| パレルタック錠50mg | 50mg 1 錠 | 60.00 |
| ピラス錠125mg | 125mg 1 錠 | 194.20 |
| 肩ファモチジン錠10mg 「FC」 | 10mg 1 錠 | 9.70 |
| 肩ファモチジン錠10mg 「TCK」 | 10mg 1 錠 | 11.90 |
| 肩ファモチジン錠20mg 「FC」 | 20mg 1 錠 | 13.70 |
| ファモチジン D 錠10mg 「KOBA」 | 10mg 1 錠 | 14.70 |
| ファモチジン D 錠10mg 「サワイ」 | 10mg 1 錠 | 16.90 |
| ファモチジン D 錠20mg 「サワイ」 | 20mg 1 錠 | 27.30 |
| フロキン錠100mg | 100mg 1 錠 | 68.70 |
| 肩フロセミド錠10mg 「NP」 | 10mg 1 錠 | 5.80 |
| 肩フロセミド錠20mg 「NP」 | 20mg 1 錠 | 6.10 |
| 肩フロセミド錠40mg 「NP」 | 40mg 1 錠 | 6.40 |
| プラバスタチン Na 塩錠10mg 「メルク」 | 10mg 1 錠 | 75.10 |
| プラバスタチンナトリウム錠10mg 「ツルハラ」 | 10mg 1 錠 | 83.50 |
| フリバス OD 錠50mg | 50mg 1 錠 | 126.70 |
| プロマック D 錠75 | 75mg 1 錠 | 49.30 |
| ベグリラート錠0.2mg | 0.2mg 1 錠 | 25.10 |
| ベグリラート錠0.3mg | 0.3mg 1 錠 | 36.50 |
| 肩ベニジピン塩酸塩錠 2 mg 「NPI」 | 2 mg 1 錠 | 28.70 |

| | | |
|-------------------------|-------------|--------|
| 局ベニジピン塩酸塩錠 2 mg 「OME」 | 2 mg 1 錠 | 28.70 |
| 局ベニジピン塩酸塩錠 2 「TCK」 | 2 mg 1 錠 | 28.70 |
| 局ベニジピン塩酸塩錠 2 mg 「サワイ」 | 2 mg 1 錠 | 28.70 |
| 局ベニジピン塩酸塩錠 2 mg 「YD」 | 2 mg 1 錠 | 28.70 |
| 局ベニジピン塩酸塩錠 2 mg 「TYK」 | 2 mg 1 錠 | 28.70 |
| 局ベニジピン塩酸塩 2 mg 「タイヨー」 | 2 mg 1 錠 | 28.70 |
| 局ベニジピン塩酸塩錠 2 mg 「日医工」 | 2 mg 1 錠 | 28.70 |
| 局ベニジピン塩酸塩錠 4 mg 「NPI」 | 4 mg 1 錠 | 51.00 |
| 局ベニジピン塩酸塩錠 4 mg 「OME」 | 4 mg 1 錠 | 51.00 |
| 局ベニジピン塩酸塩錠 4 「TCK」 | 4 mg 1 錠 | 51.00 |
| 局ベニジピン塩酸塩錠 4 mg 「サワイ」 | 4 mg 1 錠 | 51.00 |
| 局ベニジピン塩酸塩錠 4 mg 「YD」 | 4 mg 1 錠 | 51.00 |
| 局ベニジピン塩酸塩錠 4 mg 「TYK」 | 4 mg 1 錠 | 51.00 |
| 局ベニジピン塩酸塩錠 4 mg 「タイヨー」 | 4 mg 1 錠 | 51.00 |
| 局ベニジピン塩酸塩錠 4 mg 「日医工」 | 4 mg 1 錠 | 51.00 |
| 局ベニジピン塩酸塩錠 8 「TCK」 | 8 mg 1 錠 | 90.90 |
| 局ベニジピン塩酸塩錠 8 mg 「サワイ」 | 8 mg 1 錠 | 90.90 |
| 局ベニトーフ錠 2 mg | 2 mg 1 錠 | 28.70 |
| 局ベニトーフ錠 4 mg | 4 mg 1 錠 | 51.00 |
| ペルゴリド錠50 µg 「サワイ」 | 50 µg 1 錠 | 38.50 |
| ペルゴリド錠250 µg 「サワイ」 | 250 µg 1 錠 | 159.80 |
| ボグリボース錠0.2mg 「NP」 | 0.2mg 1 錠 | 25.10 |
| ボグリボース錠0.2 「OME」 | 0.2mg 1 錠 | 25.10 |
| ボグリボース錠0.3mg 「NP」 | 0.3mg 1 錠 | 36.50 |
| ボグリボース錠0.3 「OME」 | 0.3mg 1 錠 | 36.50 |
| ボグリボース OD フィルム0.2 「QQ」 | 0.2mg 1 錠 | 25.10 |
| ボグリボース OD フィルム0.3 「QQ」 | 0.3mg 1 錠 | 36.50 |
| メインベース錠50小児用 | 50mg 1 錠 | 53.70 |
| メインベース錠200 | 200mg 1 錠 | 81.10 |
| メインベース DS10%小児用 | 100mg 1 g | 90.30 |
| マグミット錠500mg | 500mg 1 錠 | 6.40 |
| マグラックス細粒83% | 83% 1 g | 16.10 |
| メイアクト MS 錠100mg | 100mg 1 錠 | 77.40 |
| メチスタ錠500mg | 500mg 1 錠 | 11.60 |
| メトトレキサート錠 2 mg 「タナベ」 | 2 mg 1 錠 | 223.10 |
| メトトレキサートカプセル 2 mg 「サワイ」 | 2 mg 1 カプセル | 223.10 |
| メトトレキサートカプセル 2 mg 「トーワ」 | 2 mg 1 カプセル | 223.10 |
| メバリリン錠 5 | 5 mg 1 錠 | 23.20 |
| ラミテクト錠125mg | 125mg 1 錠 | 194.20 |
| ランソプラゾールカプセル 15mg 「MED」 | 15mg 1 カプセル | 59.90 |

| | | |
|------------------------|--------------|--------|
| ランソプラゾールカプセル30mg「MED」 | 30mg 1 カプセル | 107.10 |
| リクモース錠小児用50mg | 50mg 1 錠 | 53.70 |
| リクモース錠200mg | 200mg 1 錠 | 81.10 |
| リクモースドライシロップ小児用10% | 100mg 1 g | 90.30 |
| リビゲット錠100mg | 100mg 1 錠 | 68.70 |
| リファンピシカプセル150mg「サンド」 | 150mg 1 カプセル | 21.70 |
| リプノール錠125mg | 125mg 1 錠 | 194.20 |
| リマプロストアルファデクス錠 5 µg「F」 | 5 µg 1 錠 | 49.70 |
| ロキシシロマイシン錠150mg「サンド」 | 150mg 1 錠 | 46.50 |

< 注 射 薬 >

| 品 名 | 規格・単位 | 薬価(円) | 診療報酬上の後発品 |
|-------------------------|-------------------------------|--------|-----------|
| アイソボリン注100mg | 100mg 1 瓶 | 11,283 | |
| アセテート維持液 3 G 点滴静注用「HK」 | 200mL 1 袋 | 119 | |
| アセテート維持液 3 G 点滴静注用「HK」 | 500mL 1 袋 | 174 | |
| アセトキープ 3 G 注 | 200mL 1 袋 | 119 | |
| アセトキープ 3 G 注 | 500mL 1 瓶 | 174 | |
| アンスルメルク静注用0.75 g | (0.75 g) 1 瓶 | 567 | |
| アンスルメルク静注用1.5 g | (1.5 g) 1 瓶 | 716 | |
| イオパーク240シリンジ | 51.77%100mL 1 筒 | 7,628 | |
| イノバン注0.6%シリンジ | 0.6%50mL 1 筒 | 2,810 | |
| イミスタン点滴静注用0.5 g | 500mg 1 瓶 | 1,668 | |
| イミペナム点滴用0.5 g バッグ | 500mg 1 キット (生理食塩液100mL 付) | 2,205 | |
| インダスト点滴静注用0.25 g | 250mg 1 瓶 | 1,067 | |
| オイパロミン370シリンジ | 75.52%80mL 1 筒 | 5,914 | |
| オザグロン注80 | 80mg 4 mL 1 管 | 2,622 | |
| オムニパーク300シリンジ | 64.71%125mL 1 筒 | 15,854 | |
| オムニパーク350シリンジ | 75.49%70mL 1 筒 | 10,170 | |
| カルボプラチン点滴静注液 150mg「サンド」 | 150mg15mL 1 瓶 | 12,366 | |
| カルボプラチン点滴静注液50mg「サンド」 | 50mg 5 mL 1 瓶 | 5,074 | |
| カルボプラチン注射液50mg「マルコ」 | 50mg 5 mL 1 瓶 | 5,074 | |
| カルボプラチン点滴静注液 150mg「サワイ」 | 150mg15mL 1 瓶 | 12,366 | |
| カルボプラチン点滴静注液 450mg「サンド」 | 450mg45mL 1 瓶 | 30,130 | |
| カルボプラチン注射液150mg「マルコ」 | 150mg15mL 1 瓶 | 12,366 | |
| カルボプラチン点滴静注液 450mg「サワイ」 | 450mg45mL 1 瓶 | 30,130 | |

| | | |
|------------------------------------|-----------------------------|--------|
| ガルトバン注射液10mg シリンジ | 10mg20mL 1 筒 | 1,917 |
| カルボプラチン注射液450mg 「マルコ」 | 450mg45mL 1 瓶 | 30,130 |
| カルボプラチン点滴静注液50mg 「サワイ」 | 50mg 5 mL 1 瓶 | 5,074 |
| グリベルチン注シリンジ20mL | 20mL 1 筒 | 181 |
| KN 補液 MG3号 | 200mL 1 袋 | 125 |
| KN 補液1A | 200mL 1 袋 | 117 |
| ケミスボリン静注用0.25 g | 250mg 1 瓶 | 251 |
| 献血アルブミン 5 - ニチヤク | 5 %250mL 1 瓶 | 7,330 |
| 献血アルブミン (5 %) - Wf | 5 %250mL 1 瓶 | 7,742 |
| シスプラチン注10mg 「日医工」 | 10mg20mL 1 瓶 | 1,699 |
| シスプラチン注25mg 「日医工」 | 25mg50mL 1 瓶 | 4,729 |
| シスプラチン注50mg 「日医工」 | 50mg100mL 1 瓶 | 7,250 |
| スルバクシン静注用0.75 g | (0.75 g) 1 瓶 | 567 |
| スルバクシン静注用1.5 g | (1.5 g) 1 瓶 | 716 |
| スルバシリン静注用0.75 g | (0.75 g) 1 瓶 | 567 |
| スルバシリン静注用1.5 g | (1.5 g) 1 瓶 | 716 |
| 生食注シリンジ 「オーツカ」 5 mL | 5 mL 1 筒 | 142 |
| 肩生理食塩液 「ヒカリ」 | 250mL 1 袋 | 117 |
| セバダシン静注用0.5 g | 500mg 1 瓶 | 721 |
| セバダシン静注用 1 g | 1 g 1 瓶 | 985 |
| セファピコール静注用0.25 g | 250mg 1 瓶 | 259 |
| セファピコール静注用0.5 g | 500mg 1 瓶 | 382 |
| セフトジジム静注用0.5 g (マルコ) | 500mg 1 瓶 | 721 |
| セフトジジム静注用0.5 g 「メルク」 | 500mg 1 瓶 | 721 |
| セフトジジム静注用 1 g 「TX」 | 1 g 1 瓶 | 985 |
| セフトジジム静注用 1 g (マルコ) | 1 g 1 瓶 | 985 |
| セフトジジム静注用 1 g 「メルク」 | 1 g 1 瓶 | 985 |
| セフトリアキソンナトリウム静注用 1 g 「TX」 | 1 g 1 瓶 | 542 |
| セフピロム硫酸塩静注用0.5 g 「CMX」 | 0.5 g 1 瓶 | 781 |
| セフピロム硫酸塩静注用 1 g 「CMX」 | 1 g 1 瓶 | 1,140 |
| セフマゾン点滴静注用バッグ 1 g | 1 g 1 キット (生理食塩液100mL 付) | 734 |
| セフメタゾールナトリウム点滴静注用バッグ 1 g 「NP」 | 1 g 1 キット (生理食塩液100mL 付) | 896 |
| セフロニック静注用0.5 g | (500mg) 1 瓶 | 478 |
| ダルテパリン Na 静注1000単位 / mL 「HK」 5 mL | 5,000低分子ヘパリン国際単位 1 瓶 | 1,223 |
| ダルテパリン Na 静注1000単位 / mL 「日本臓器」 5mL | 5,000低分子ヘパリン国際単位 1 瓶 | 1,023 |
| チエクール点滴用0.5 g | 500mg 1 瓶 | 1,668 |
| 注射用アイオナル・ナトリウム (0.2) | 200mg 1 瓶 | 278 |
| 注射用プロスタンディン20 | 20 µg 1 瓶 | 2,247 |

| | | |
|---------------------------------------|----------------|---------|
| 沈降破傷風トキソイド「S北研」シリンジ | 0.5mL 1筒 | 528 |
| デコンタシン注射液75mg | 75mg1.5mL 1管 | 3,068 |
| 肩ドパミン液600「トーワ」 | 0.3%200mL 1袋 | 780 |
| ドブポン注0.6%シリンジ | 0.6%50mL 1筒 | 1,791 |
| 日赤ポリグロビン N注5% | 500mg10mL 1瓶 | 5,368 |
| 日赤ポリグロビン N注5% | 2.5 g 50mL 1瓶 | 24,242 |
| 日赤ポリグロビン N注5% | 5 g 100mL 1瓶 | 46,403 |
| ノルディトロピン ノルディフレックス注15mg | 15mg 1キット | 163,651 |
| バイステージ注150 | 30.62%50mL 1瓶 | 1,787 |
| バイステージ注150 | 30.62%200mL 1瓶 | 5,006 |
| バイステージ注300 | 61.24%20mL 1瓶 | 1,469 |
| バイステージ注370 | 75.52%20mL 1瓶 | 2,326 |
| パクリタキセル注30mg / 5 mL 「NK」 | 30mg 5 mL 1瓶 | 10,357 |
| パクリタキセル注100mg / 16.7mL 「NK」 | 100mg16.7mL 1瓶 | 30,640 |
| 肩光糖液20% | 20%500mL 1袋 | 189 |
| 肩光糖液30% | 30%500mL 1袋 | 213 |
| 肩光糖液5% | 5%250mL 1袋 | 126 |
| 麻フェンタニル注射液0.1mg 「三共」 | 0.005% 2 mL 1管 | 357 |
| 麻フェンタニル注射液0.25mg 「三共」 | 0.005% 5 mL 1管 | 858 |
| フルコナゾール静注0.2% 「ホスピーラ」 | 0.2%50mL 1瓶 | 1,879 |
| ブルテツシン注射液100mg | 100mg 1管 | 120 |
| フルマゼニル注射液0.5mg 「F」 | 0.5mg 5 mL 1管 | 2,719 |
| 麻ブレペノン注50mg シリンジ | 1% 5 mL 1筒 | 1,525 |
| 麻ブレペノン注100mg シリンジ | 1%10mL 1筒 | 2,925 |
| ヘパリン Na ロック用10単位 / mL シリンジ「オーツカ」10mL | 100単位10mL 1筒 | 152 |
| ヘパリン Na ロック用100単位 / mL シリンジ「オーツカ」5 mL | 500単位 5 mL 1筒 | 175 |
| ベネクトミン静注用100mg | 100mg 1管 | 184 |
| ヘパフィールド透析用250単位 / mL シリンジ20mL | 5,000単位20mL 1筒 | 342 |
| ヘパリン Na 透析用150単位 / mL シリンジ20mL 「AT」 | 3,000単位20mL 1筒 | 315 |
| ヘパリン Na 透析用200単位 / mL シリンジ20mL 「AT」 | 4,000単位20mL 1筒 | 348 |
| ヘパリン Na 透析用200単位 / mL シリンジ20mL 「フソー」 | 4,000単位20mL 1筒 | 351 |
| ヘパリン Na 透析用250単位 / mL シリンジ20mL 「AT」 | 5,000単位20mL 1筒 | 380 |
| ヘパリン Na 透析用250単位 / mL シリンジ20mL 「フソー」 | 5,000単位20mL 1筒 | 384 |
| ヘパリン Na 透析用300単位 / mL シリンジ10mL 「AT」 | 3,000単位10mL 1筒 | 309 |

| | | |
|--|-----------------|--------|
| ヘパリン Na 透析用400単位 / mL シリンジ10mL 「AT」 | 4,000単位10mL 1 筒 | 343 |
| ヘパリン Na 透析用500単位 / mL シリンジ10mL 「AT」 | 5,000単位10mL 1 筒 | 375 |
| ヘパリン Na ロック用10単位 / mL シリンジ「オーツカ」 5 mL | 50単位 5 mL 1 筒 | 147 |
| ヘパリン Na ロック用100単位 / mL シリンジ「オーツカ」 10mL | 1,000単位10mL 1 筒 | 199 |
| ペランコシン注 1 g | 1 g 3.34mL 1 瓶 | 107 |
| ペランコシン注1.5 g | 1.5 g 5 mL 1 瓶 | 117 |
| ミオコール注 5 mg | 5 mg10mL 1 管 | 472 |
| ミオコール注50mg | 50mg100mL 1 袋 | 3,376 |
| ミダゾラム注10mg 「サンド」 | 10mg 2 mL 1 管 | 111 |
| ミルリノン注射液10mg 「F」 | 10mg10mL 1 瓶 | 5,491 |
| ミルリノン注10 「KN」 | 10mg10mL 1 管 | 5,491 |
| ミルリノン注10mg 「タカタ」 | 10mg10mL 1 管 | 5,491 |
| ミルリノン注射液22.5mg 「F」 | 22.5mg150mL 1 瓶 | 10,402 |
| ミルリノン注22.5mg バッグ「タカタ」 | 22.5mg150mL 1 袋 | 10,694 |

< 外 用 薬 >

| 品 名 | 規格・単位 | 薬価(円) | 診療報酬上の後発品 |
|--------------------------|-----------------|--------|-----------|
| アスゼスローション 3 % | 3 % 1 mL | 4.80 | |
| 塩酸テルピナフィンクリーム 1 % 「MEEK」 | 1 % 1 g | 27.20 | |
| 塩酸テルピナフィンクリーム 1 % 「サンド」 | 1 % 1 g | 27.20 | |
| キリガミール点鼻液50 µg28噴霧用 | 2.04mg 4 mL 1 瓶 | 759.40 | |
| クロタミトン軟膏10% 「タイヨー」 | 10%10 g | 38.80 | |
| ゲンタマイシン硫酸塩軟膏0.1% 「タイヨー」 | 1 mg 1 g | 9.80 | |
| 消毒用エタノール IP 「TX」 | 10mL | 6.40 | |
| 消毒用エタライト B 液 | 10mL | 6.40 | |
| ジフェンヒドラミン軟膏 1 % 「タイヨー」 | 1 %10 g | 33.80 | |
| ショーアル FG 「ツキシマ」 | 10mL | 6.40 | |
| 消エタサラコール | 10mL | 6.40 | |
| 消毒用エタノール IP 液 「ツキシマ」 | 10mL | 6.40 | |
| スカイロン点鼻液50 µg28噴霧用 | 2.04mg 4 mL 1 瓶 | 759.40 | |
| セキナリンテープ0.5mg | 0.5mg 1 枚 | 42.00 | |
| セキナリンテープ 1 mg | 1 mg 1 枚 | 57.40 | |
| セキナリンテープ 2 mg | 2 mg 1 枚 | 78.50 | |
| ソアナス軟膏分包 8 g | 1 g | 46.90 | |
| ツロブテロールテープ0.5 「EMEC」 | 0.5mg 1 枚 | 42.00 | |
| ツロブテロールテープ0.5mg 「HMT」 | 0.5mg 1 枚 | 42.00 | |
| ツロブテロールテープ0.5mg 「QQ」 | 0.5mg 1 枚 | 42.00 | |

| | | |
|------------------------------------|-----------------|----------|
| ツロブテロールテープ0.5mg 「サワイ」 | 0.5mg 1 枚 | 42.00 |
| ツロブテロールテープ0.5mg 「日医工」 | 0.5mg 1 枚 | 42.00 |
| ツロブテロールテープ 1 「EMEC」 | 1 mg 1 枚 | 57.40 |
| ツロブテロールテープ 1 mg 「HMT」 | 1 mg 1 枚 | 57.40 |
| ツロブテロールテープ 1 mg 「QQ」 | 1 mg 1 枚 | 57.40 |
| ツロブテロールテープ 1 mg 「サワイ」 | 1 mg 1 枚 | 57.40 |
| ツロブテロールテープ 1 mg 「日医工」 | 1 mg 1 枚 | 57.40 |
| ツロブテロールテープ 2 「EMEC」 | 2 mg 1 枚 | 78.50 |
| ツロブテロールテープ 2 mg 「HMT」 | 2 mg 1 枚 | 78.50 |
| ツロブテロールテープ 2 mg 「QQ」 | 2 mg 1 枚 | 78.50 |
| ツロブテロールテープ 2 mg 「サワイ」 | 2 mg 1 枚 | 78.50 |
| ツロブテロールテープ 2 mg 「日医工」 | 2 mg 1 枚 | 78.50 |
| ツロブテンテープ0.5mg | 0.5mg 1 枚 | 42.00 |
| ツロブテンテープ 1 mg | 1 mg 1 枚 | 57.40 |
| ツロブテンテープ 2 mg | 2 mg 1 枚 | 78.50 |
| ツロブニステープ0.5mg | 0.5mg 1 枚 | 42.00 |
| ツロブニステープ 1 mg | 1 mg 1 枚 | 57.40 |
| ツロブニステープ 2 mg | 2 mg 1 枚 | 78.50 |
| テルピナフィン塩酸塩クリーム 1 % 「タイヨー」 | 1 % 1 g | 27.20 |
| テルミシールクリーム 1 % | 1 % 1 g | 27.20 |
| トラメラス PF 点眼液0.5% | 25mg 5 mL 1 瓶 | 789.50 |
| ナポールテープL | 10cm × 14cm 1 枚 | 40.70 |
| ナポールパップ70 | 7 cm × 10cm 1 枚 | 25.50 |
| ナポールパップ140 | 10cm × 14cm 1 枚 | 40.70 |
| ネリダロン坐剤 | 1 個 | 31.10 |
| ファビ点鼻液50 μg56噴霧用 | 4.08mg 8 mL 1 瓶 | 1,517.00 |
| フェルナピオン | 10cm × 14cm 1 枚 | 17.50 |
| プロピオン酸フルチカゾン点鼻液50 μg 「CH」 28噴霧用 | 2.04mg 4 mL 1 瓶 | 759.40 |
| プロチカゾン点鼻液50 μg28噴霧用 | 2.04mg 4 mL 1 瓶 | 759.40 |
| プラノプロフェン点眼液0.1% 「わか もと」 | 0.1% 1 mL | 28.20 |
| フルチカゾン点鼻液50 μg 「アメル」 28噴霧用 | 2.04mg 4 mL 1 瓶 | 759.40 |
| フルチカゾン点鼻液50 μg 「アメル」 56噴霧用 | 4.08mg 8 mL 1 瓶 | 1,517.00 |
| フルチカゾン点鼻液50 μg 「イセイ」 56噴霧用 | 4.08mg 8 mL 1 瓶 | 1,517.00 |
| フルチカゾン点鼻液50 μg 「サワイ」 28噴霧用 | 2.04mg 4 mL 1 瓶 | 759.40 |
| フルチカゾン点鼻液50 μg 「テイコ ク」 28噴霧用 | 2.04mg 4 mL 1 瓶 | 759.40 |
| フルチカゾン点鼻液50 μg 「トーワ」 28噴霧用 | 2.04mg 4 mL 1 瓶 | 759.40 |

| | | |
|------------------------------------|-----------------|----------|
| プロピオン酸フルチカゾン点鼻液50 μg「タイヨー」28噴霧用 | 2.04mg 4 mL 1 瓶 | 759.40 |
| プロピオン酸フルチカゾン点鼻液50 μg「メルク」28噴霧用 | 2.04mg 4 mL 1 瓶 | 759.40 |
| フロラズ点鼻液50 μg28噴霧用 | 2.04mg 4 mL 1 瓶 | 759.40 |
| プロピオン酸フルチカゾン点鼻液50 μg「PH」28噴霧用 | 2.04mg 4 mL 1 瓶 | 759.40 |
| プロピオン酸フルチカゾン点鼻液50 μg「PH」56噴霧用 | 4.08mg 8 mL 1 瓶 | 1,517.00 |
| フルナーゼ点鼻液50 μg56噴霧用 | 4.08mg 8 mL 1 瓶 | 2,167.00 |
| フルチカノーズ点鼻液50 μg28噴霧用 | 2.04mg 4 mL 1 瓶 | 759.40 |
| ポビドンヨード液10%「ORY」 | 10%10mL | 12.30 |
| ボルタレンテープL | 10cm×14cm 1 枚 | 40.70 |
| ボルタレンパップ | 10cm×14cm 1 枚 | 40.70 |
| ボルタレンパップS | 7 cm×10cm 1 枚 | 25.50 |
| ボルタレンローション 1 % | 1 % 1 g | 10.90 |
| ミリカレット点鼻液50 μg28噴霧用 | 2.04mg 4 mL 1 瓶 | 759.40 |
| ミリカレット点鼻液50 μg56噴霧用 | 4.08mg 8 mL 1 瓶 | 1,517.00 |
| ユーバスタコーワ軟膏分包 8 g | 1 g | 47.90 |
| リダスロン軟膏 | 1 g | 10.40 |

< 歯科用薬剤 >

| 品 名 | 規格・単位 | 薬価(円) | 診療報酬上の後発品 |
|-----------------------------|-------|-------|-----------|
| ベンゼトニウム塩化物うがい液0.2% 「KYS」 | 1 mL | 5.80 | |

経過措置品目となったもの (平成19年3月31日限り)

< 内 用 薬 >

| 品 名 | 規格・単位 |
|---------------------|--------------|
| カプトプリル錠「ヘキサル」12.5mg | 12.5mg 1 錠 |
| シメチジン錠「ヘキサル」200mg | 200mg 1 錠 |
| シンラック錠 | 2.5mg 1 錠 |
| メイアクト錠100 | 100mg 1 錠 |
| メバスタン錠10 | 10mg 1 錠 |
| メバスロリン10mg 錠 | 10mg 1 錠 |
| リファンピシンカプセル「ヘキサル」 | 150mg 1 カプセル |

< 注 射 薬 >

| 品 名 | 規格・単位 |
|-----------------------|---------------|
| カルボプラチン注射液 1 %「ヘキサル」 | 50mg 5 mL 1 瓶 |
| カルボプラチン注射液 1 %「ヘキサル」 | 150mg15mL 1 瓶 |
| カルボプラチン注射液 1 %「ヘキサル」 | 450mg45mL 1 瓶 |
| 注射用アイオナール・ナトリウム (0.2) | 200mg 1 管 |

| | |
|--------------------|-----------------|
| 注射用プロスタンディン20 | 20 µg 1 管 |
| 麻 フェンタネスト注射液0.1mg | 0.005% 2 mL 1 管 |
| 麻 フェンタネスト注射液0.25mg | 0.005% 5 mL 1 管 |
| 麻 プレベノン 1 %注シリンジ | 1 % 5 mL 1 筒 |
| 麻 プレベノン 1 %注シリンジ | 1 % 10mL 1 筒 |
| ミダゾラム注0.5% 「F」 | 10mg 2 mL 1 管 |

< 外 用 薬 >

| 品 名 | 規格・単位 |
|----------|----------|
| ポピドン - A | 10% 10mL |

< 歯科用薬剤 >

| 品 名 | 規格・単位 |
|------------------|-------|
| バトラー フローデンフォーム N | |

薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) アミオダロン塩酸塩錠100mg 「サワイ」

本製剤は、副作用発現頻度が高く、致死的な副作用（間質性肺炎、肺炎、肺線維症、肝障害）が発現することも報告されているため、致死的不整脈患者にのみ使用するものであること。

(2) オメプラゾール錠10 「SW」

本製剤は、使用期限が、胃潰瘍、吻合部潰瘍、逆流性食道炎においては、通常8週間まで、十二指腸潰瘍においては、通常6週間までと限定されていることから使用に当たっては十分留意すること。

(3) スタンゾームカプセル15, ランソプラゾールカプセル15mg 「MED」, スタンゾームカプセル30, ランソプラゾールカプセル30mg 「MED」

本製剤は、使用期限が、胃潰瘍、吻合部潰瘍、逆流性食道炎（再発・再燃を繰り返す逆流性食道炎の維持療法を除く。）においては、通常8週間まで、十二指腸潰瘍においては、通常6週間までと限定されていることから使用に当たっては十分留意すること。

(4) ボグリボース錠0.2 「OME」, ボグリボース OD フィルム0.2 「QQ」, ベグリラート錠0.2mg, ボグリボース錠0.2mg 「NP」, ボグリボース錠0.3 「OME」, ボグリボース OD フィルム0.3 「QQ」, ベグリラート錠0.3mg, ボグリボース錠0.3mg 「NP」

本製剤の効能・効果は、「糖尿病の食後過血糖の改善（ただし、食事療法・運動療法を行っている患者で十分な効果が得られない場合、又は食事療法・運動療法に加えて経口血糖降下剤若しくはインスリン製剤を使用している患者で十分な効果が得られない場合に限る）」であること。

本製剤の使用上の注意に次のように記載があるので、使用に当たっては十分留意すること。

ア 糖尿病の診断が確立した患者に対してのみ適用を考慮する。

イ 糖尿病治療の基本である食事療法・運動療法のみを行っている患者では、投与の際の食後血糖 2 時間値は200mg / dL 以上を示す場合に限る。

ウ 食事療法、運動療法に加えて経口血糖降下剤またはインスリン製剤を使用している患者では、投与の際の空腹時血糖値は140mg/dL以上を目安とする。

エ 本製剤投与中は、血糖を定期的に検査するとともに、経過を十分に観察し、常に投与継続の必要性について注意を払う。

オ 本製剤を2～3カ月投与しても食後血糖に対する効果が不十分な場合（静脈血漿で食後血糖2時間値が200mg/dL以下にコントロールできないなど）には、より適切と考えられる治療への変更を考慮する。

カ 食後血糖の十分なコントロール（静脈血漿で食後血糖2時間値が160mg/dL以下）が得られ、食事療法・運動療法またはこれらに加えて経口血糖降下剤もしくはインスリンを使用するのみで十分と判断される場合には、本製剤の投与を中止して経過観察を行う。

(5) パレルタック錠50mg

本製剤の適応は、糖尿病性末梢神経障害に伴う自覚症状（しびれ感、疼痛）、振動覚異常、心拍変動異常の改善であるが、糖化ヘモグロビンが高値を示す場合に限定すること。

(6) メトトレキサートカプセル2mg「サワイ」、トレキサメットカプセル2mg、メトトレキサート錠2mg「トーワ」、メトトレキサート錠2mg「タナベ」

本製剤の効能・効果は、「慢性関節リウマチ（過去の治療において、非ステロイド性抗炎症剤及び他のリウマチ剤により十分な効果の得られない場合に限る。）」であるので、本製剤はこのような場合に限り使用されるものであること。

本製剤の使用上の注意において、「本剤の投与において、重篤な副作用により、致命的な経過をたどることがあるので、緊急時に十分に措置できる医療施設及び本剤についての十分な知識とリウマチ治療の経験をもつ医師が使用すること」と記載されていることから、使用に当たっては十分留意すること。

(7) ビラス錠125mg、テビーナ錠125mg、テルピナフィン錠125「MEEK」、ラミテクト錠125mg、テルピナフィン錠125mg「サンド」、テルミシール錠125mg、テルビー錠125mg、テルピナフィン錠125mg「タイヨー」、ネドリール錠125mg、テルピナフィン錠125「TCK」、テルピナフィン錠125mg「CH」、テピナシール錠125mg、リブノール錠125mg、テルフィナビン錠125mg、テルピナフィン錠125mg「NP」、テルピナル錠125mg、テルピナフィン錠125mg「F」、ケルガー錠125mg、テルピナフィン錠125mg「メルク」、テルピナフィン錠125mg「YD」

本製剤の使用上の注意において「本剤の投与は、皮膚真菌症の治療に十分な経験を持つ医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される患者についてのみ投与すること」とされていることから、本製剤を皮膚真菌症の治療に十分な経験を持つ医師のもとで、本製剤の投与が適切と判断される患者に使用した場合に算定できるものであること。

本製剤の効能・効果において、「外用抗真菌剤では治療困難な患者に限る」とされており、また、使用上の注意においても「本剤の投与は、罹患部位、重症度及び感染の範囲により本剤の内服が適切と判断される患者にのみ使用し、外用抗真菌剤で治療可能な患者には使用しないこと」とされていることから、本製剤の内服が適切と判断される患者であって、かつ外用抗真菌剤では治療困難な患者に使用した場合に限り算定できるものであること。

(8) ミルリノン注22.5mg バッグ「タカタ」、ミルリノン注射液22.5mg「F」

本製剤はミルリノンを日本薬局方ブドウ糖注射液5%製剤に溶解した製品であり、本製剤の使用上の注意において、「本剤はブドウ糖を含んでいるため、ブドウ糖の投与が好ましくない患者には他の希釈液で希釈したミルリノン注射液製剤を使用する」旨の記載があることから、ブドウ糖を投与すべきでない場合は、他の希釈液で希釈したミルリノン注射液製剤を使用すること。

(9) アイソボリン注100mg

本製剤を用いたレボホリナート・フルオロウラシル療法は、臨床試験において本療法に関連したと考えられる死亡例が認められており、臨床適用上、高度の危険性を伴うことから、緊急時に十分に措置できる医療施設において、癌化学療法に十分な経験を持つ医師のもとで、適応患者の選択を慎重に行った上で実施した場合に限り算定できるものであること。

本製剤は、胃癌（手術不能又は再発）および結腸・直腸癌の患者に対し、レボホリナート・フルオロウラシル療法を行う場合並びに結腸・直腸癌の患者に対し、レボホリナート・フルオロウラシル持続静注併用療法を行う場合に限り使用されるものであること。

既記載のアイソボリン注25mgについても および と同様の取り扱いとすること。

(10) パクリタキセル注30mg / 5 mL「NK」、パクリタキセル注100mg / 16.7mL「NK」

本製剤は、骨髄抑制が強いいため、投与に際しては緊急時に十分に対応できる設備の整った医療施設において、癌化学療法に十分な経験を持つ熟達した医師のもとで、本製剤の投与が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。

材料価格基準の一部改正等について

平成18年7月1日から

平成18年6月30日付厚生労働省告示第409号をもって材料価格基準の一部が改正され、平成18年7月1日から適用されました。

今回の改正は、新規医療機器である「両室ペースング機能付き植込み型除細動器」について、新たな機能区分および保険償還価格が設定されたものです。

また、新たな機能区分が設定されたことに伴い、同日付保医発第0630003号厚生労働省保険局医療課長通知により、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306005号)が一部改正され、同じく平成18年7月1日から適用されました。本通知により、「両室ペースング機能付き植込み型除細動器の移植術を行った場合は、区分「K599」埋込型除細動器移植術に準じて算定し、両室ペースング機能付き植込み型除細動器の交換術を行った場合は、区分「K599-2」埋込型除細動器交換術に準じて算定すること」等が示されています。

なお、「両室ペースング機能付き植込み型除細動器」に該当する製品である「メドトロニック InSync ICD」(日本メドトロニック)は、「新たな保険適用 区分B」として保険適用されました。

B (個別評価) : 当該医療機器が、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成18年3月6日厚生労働省告示第96号)に掲げられている機能区分のいずれかに該当するもの。(C1(新機能)、C2(新機能・新技術)に相当しないもの。)

さらに、新たな機能区分が設定されたことに伴い、同日付保医発第0630004号厚生労働省保険局医療課長通知により、「特定保険医療材料の定義について」(平成18年3月6日保医発第0306008号)が一部改正され、同じく平成18年7月1日から適用されました。

新たに価格が設定された医療機器

平成18年6月30日 厚生労働省告示第409号(平成18年7月1日適用)

平成18年6月30日 保医発第0630003号(平成18年7月1日適用)

平成18年6月30日 保医発第0630004号(平成18年7月1日適用)

1. 両室ペースング機能付き植込み型除細動器 4,190,000円

【製品名】『メドトロニック InSync ICD(日本メドトロニック)』

【薬事法承認番号: 21700BZY00573000】

(本製品は、「新たな保険適用 区分B」として保険適用)

告示(材料価格基準)

別表

医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格

149 両室ペースング機能付き植込み型除細動器 4,190,000円

材料価格基準(平成18年3月6日厚生労働省告示第96号)の別表に下線部を追加。

| | |
|---|---|
| <p>材料価格算定の留意事項</p> | |
| <p>平成18年3月6日保医発第0306005号の の3の(74)の次に右のように加える。</p> | <p>診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>(75) 両室ペースング機能付き植込み型除細動器</p> <p>ア 両室ペースング機能付き植込み型除細動器は、埋込型除細動器移植術及び埋込型除細動器交換術の施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、以下のいずれにも該当する患者に対して実施した場合に算定する。</p> <p>a 次のいずれにも該当すること。 NYHA クラス 又は 左室駆出率35%以下 QRS 幅130ms 以上</p> <p>b 次のいずれかに該当すること。 致死性不整脈による心停止に伴う意識消失の既往を有する患者 血行動態が破綻する心室頻拍又は心室細動の既往を有する患者 非持続性心室頻拍が確認され、かつ電気生理学的検査により心室頻拍又は心室細動が誘発される患者</p> <p>イ 両室ペースング機能付き植込み型除細動器の移植術を行った場合は、区分「K599」埋込型除細動器移植術に準じて算定し、両室ペースング機能付き植込み型除細動器の交換術を行った場合は、区分「K599-2」埋込型除細動器交換術に準じて算定する。</p> <p>ウ 両室ペースング機能付き植込み型除細動器の移植術を行った患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を添付する。</p> |
| <p>特定保険医療材料の定義</p> | |
| <p>平成18年3月6日保医発第0306008号の(別表)の148の次に右のように加える。</p> | <p>(別表)</p> <p>医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>149 両室ペースング機能付き植込み型除細動器 定義 次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事法承認上、類別が「機械器具(7)内臓機能代用器」であって、一般の名称が「除細動機能付き植込み型両心室ペースングパルスジェネレータ」であること。</p> |

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">(2) 心室性頻拍等の治療を目的として、体内に植込み、心室センシング、ペーシング、抗頻拍ペーシング治療及び除細動を行うものであること。(3) 胸部に植込みが可能なものであること。(4) 除細動器本体が除細動用電極の機能を有するものであること。(5) 心房及び両心室に電気刺激を与えるペーシング機能を有するものであること。 |
|--|---|

一部負担金割合の改正

国民健康保険組合の一部負担金割合が下記のとおり改正される旨、通知がありましたので、お知らせします。

記

| 国保組合名 | 種 別 | 改正前 | 改正後 | 施行日 |
|-------------------|--------|-----|-----|------------------|
| 長崎県医師 国民健康保険組合 | 医師組合員 | 2 割 | 3 割 | 平成18年 10月 1 日 |
| | 医師家族 | | | |
| | 従業員組合員 | | | |
| | 従業員家族 | | | |

ただし、3歳未満、前期高齢者並びに老人保健対象者については、法に定める給付割合

被保険者証の無効通知について

次のとおり保険者より無効通知が送付されましたので、ご注意ください。

〔美郷町国保〕

| | | | |
|-----------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 保 険 者 番 号 | 450866 | 450866 | 450866 |
| 記 号 番 号 | 20000631 「再交付」の表示がないもの | 20000703 「再交付」の表示がないもの | 20000519 「再交付」の表示がないもの |
| 氏 名 | - | - | - |
| 生 年 月 日 | - | - | - |
| 無 効 事 由 | - | - | - |
| 無 効 年 月 日 | 平 18. 6. 8 | 平 18. 6. 24 | 平 18. 7. 1 |

〔串間市国保〕

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 保 険 者 番 号 | 450072 |
| 記 号 番 号 | 2050-2058510 「再交付」の表示がないもの |
| 氏 名 | - |
| 生 年 月 日 | - |
| 無 効 事 由 | - |
| 無 効 年 月 日 | 平 18. 6. 23 |

〔野尻町国保〕

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 保 険 者 番 号 | 450627 |
| 記 号 番 号 | 417-428023 「再交付」の表示がないもの |
| 氏 名 | - |
| 生 年 月 日 | - |
| 無 効 事 由 | 紛 失 |
| 無 効 年 月 日 | 平 18. 7. 5 |

〔高千穂町国保〕

| | |
|-----------|--------------------------|
| 保 険 者 番 号 | 450833 |
| 記 号 番 号 | 0002317 「再交付」の表示がないもの |
| 氏 名 | - |
| 生 年 月 日 | - |
| 無 効 事 由 | 紛 失 |
| 無 効 年 月 日 | 平 18. 6. 23 |

〔邑南町国保〕

| | |
|-----------|-------------|
| 保 険 者 番 号 | 321059 |
| 記 号 番 号 | 84-8026817 |
| 氏 名 | - |
| 生 年 月 日 | - |
| 無 効 事 由 | 盗 難 |
| 無 効 年 月 日 | 平 18. 6. 19 |

〔安芸市国保〕

| | |
|-----------|--------------------------|
| 保 険 者 番 号 | 390039 |
| 記 号 番 号 | 0019968 「再交付」の表示がないもの |
| 氏 名 | - |
| 生 年 月 日 | - |
| 無 効 事 由 | 紛 失 |
| 無 効 年 月 日 | 平 18. 6. 30 |

〔京都府医師国保〕

| | |
|-----------|------------|
| 記 号 番 号 | 医 10-01522 |
| 氏 名 | - |
| 生 年 月 日 | - |
| 無 効 事 由 | 紛 失 |
| 無 効 年 月 日 | 平 18. 8. 1 |

〔法務省共済組合近畿地方更生保護委員会支部〕〔農林水産省共済組合近畿支部〕

| | |
|-----------|--------------|
| 記 号 番 号 | 113 70000110 |
| 氏 名 | 川 瀬 厚 |
| 生 年 月 日 | 昭 51.10.14 |
| 無 効 事 由 | 紛 失 |
| 無 効 年 月 日 | 平 18. 7. 26 |

| | |
|-----------|---------------|
| 記 号 番 号 | 0808-17201095 |
| 氏 名 | 中 山 五 志 |
| 生 年 月 日 | - |
| 無 効 事 由 | 紛 失 |
| 無 効 年 月 日 | 平 18. 7. 27 |